

武蔵野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

武蔵野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年9月武蔵野市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(定義) 第3条 この規則において、当事者とは、法第15条第1項、東京都行政手続条例（以下「都条例」という。）第15条第1項若しくは武蔵野市行政手続条例（以下「市条例」という。）第14条第1項又は法第30条、都条例第28条若しくは市条例第27条の通知を受けた者（法第15条第3項後段、都条例第15条第3項後段及び市条例第14条第3項後段（法第31条、都条例第29条及び市条例第28条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。	(定義) 第3条 この規則において、当事者とは、法第15条第1項、東京都行政手続条例（以下「都条例」という。）第15条第1項若しくは武蔵野市行政手続条例（以下「市条例」という。）第14条第1項又は法第30条、都条例第28条若しくは市条例第27条の通知を受けた者（法第15条第4項後段、都条例第15条第4項後段及び市条例第14条第4項後段（法第31条、都条例第29条及び市条例第28条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。	字句の改正 字句の改正 字句の改正

付 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。